ぐっとずっと。プラン

ひるeco電化コース

（料金表）

Energia

2026年11月1日実施

中国電力株式会社

本　　則

1　契約種別

この料金表の契約種別は、「ぐっとずっと。プラン ひるeco電化コース（以下『ひるeco電化コース』といいます。）」といたします。

2　料金表の変更

（1）　当社は、民法第548条の４の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

（2）　消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

（3）　お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

（4）　当社は、この料金表を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

3　適用範囲

電気サービス約款（以下「サービス約款」といいます。）の電灯需要（最大需要容量６キロボルトアンペア未満）または電灯需要（契約電力６キロワット以上）の適用範囲に該当する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、お客さまが１年を通じてこのひるeco電化コースの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

（1）　次のいずれかに該当すること。

イ　別表１（昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機）に定める小型機器（以下「昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機」といいます。）を使用すること。

ロ　別表２（ヒートポンプ給湯機）に定める小型機器（以下「ヒートポンプ給湯機」といいます。）を機器の設定等により、主として別表３（太陽光発電設備）に定める設備（以下「太陽光発電設備」といいます。）が発電する時間帯に蓄熱のために使用すること。

（2）　昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機の総容量（入力）またはヒートポンプ給湯機の総容量（入力）が１キロボルトアンペア以上であること。

（3）　５（季節区分および時間帯区分）に定めるひるecoタイムの時間帯への負荷移行が可能な需要であること。

4　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

5　季節区分および時間帯区分

（1）　季節区分は、次のとおりといたします。

イ　夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

ロ　その他季

毎年４月１日から６月30日および毎年10月１日から翌年３月31日までの期間をいいます。

（2）　時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ　ひるecoタイム

毎日午前８時から午後４時までの時間をいいます。

ロ　よるタイム

ひるecoタイム以外の時間をいいます。

6　料　　金

料金は、基本料金、電力量料金およびサービス約款別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。た

だし、電力量料金は、サービス約款別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、サービス約款別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、サービス約款別表２(燃料費調整)(１)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、サービス約款別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、サービス約款別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、サービス約款別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、サービス約款別表３(離島ユニバーサルサービス調整)（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、サービス約款別表３(離島ユニバーサルサービス調整)（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（１） 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

１契約につき最初の10キロワットまで	2,255円36銭
上記をこえる１キロワットにつき	519円81銭

（２） 電力量料金

電力量料金は、その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ　ひるecoタイム

ひるecoタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	36円45銭	29円07銭

ロ　よるタイム

１キロワット時につき	36円45銭

７　払込票等および検針結果のお知らせ発行手数料

（１） 払込票等発行手数料

お客さまが振込払いで料金を支払われる場合等の払込票等発行手数料は、次のとおりといたします。

１契約１料金算定期間につき	55円00銭

（２） 検針結果のお知らせ発行手数料

当社が検針の結果を書面でお知らせする場合の検針結果のお知らせ発行手数料は、次のとおりといたします。

１契約１料金算定期間につき	55円00銭

８　使用電力量等の算定

（１） 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに（７）および（８）の場合を除き、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量（乗率を有する計量器の場合は、乗率倍するものといたします。）を合計した値といたします。ただし、その１月のよるタイムの使用電力量は、その１月の使用電力量からその１月のひるecoタイムの使用電力量を差し引いたものといたします。

イ　サービス約款20(検針日)(２)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量は、計量値を確認するときを除き、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします（その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その１月のひるecoタイムの使用電力量は、その１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値といたします。)。ただし、サービス約款23（料金の算定）（１）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ　サービス約款20(検針日)(７)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として前回の検針の結果の１月平均値によるものとし、次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします（その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その１月のひるecoタイムの使用電力量は、その１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値といた

します。)。ただし、サービス約款23（料金の算定）（１）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

（２） 30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。

（３） 料金の算定期間における最大使用電力は、30分ごとの使用電力量の最大値を２倍した値といたします。

（４） 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

（５） 最大使用電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし、0.5キロワット以下となるときは、最大使用電力を0.5キロワットといたします。

（６） 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

（７） 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大使用電力は、（８）の場合を除き、次によります。

イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした計量器ごとに（１）に準じて計量した値を合算してえた値といたします。

ロ 料金の算定期間における最大使用電力は、取付けおよび取外しした計量器ごとに（３）に準じて算定された最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

（８） 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量および最大使用電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

９ 昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機等にかかわる取扱い

（１） 昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機

イ 昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機とは、別表１（昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機）に該当する貯湯式電気給湯機および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気給湯機等の機器をいいます。

ロ 昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、別表１（昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機）に定める昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

（２） ヒートポンプ給湯機

イ ヒートポンプ給湯機とは、別表２（ヒートポンプ給湯機）に該当する貯湯式電気給湯機および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気給湯機等の機器をいいます。

ロ ヒートポンプ給湯機を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、別表２（ヒートポンプ給湯機）に定めるヒートポンプ給湯機の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、ヒートポンプ給湯機の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

10 そ の 他

この料金表に定めのない規定については、サービス約款の電灯需要（契約電力６キロワット以上）にかかわる規定によります。

附　　則

1　実 施 期 日

この料金表は、2026年11月１日から実施いたします。

別　　表

1　昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機

昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機とは、ヒートポンプを利用して主として太陽光発電設備が発電する時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものをいいます。

2　ヒートポンプ給湯機

ヒートポンプ給湯機とは、ヒートポンプを利用して蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものをいいます。

3　太陽光発電設備

太陽光発電設備とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第２条第３項第１号に定めるエネルギー源を電気に変換する設備およびその附属設備をいいます。